

平成 28 年 8 月 24 日

各 位

東京都目黒区大橋一丁目 5 番 1 号  
株 式 会 社 S J I  
代表取締役社長 牛 雨  
( J A S D A Q : 2 3 1 5 )  
問合せ先:取締役 矢沼 克則  
TEL 03-5657-3000 (代表)

## 当社株式の監理銘柄（審査中）の指定に関するお知らせ

当社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」）より、監理銘柄（審査中）に平成28年8月25日から指定されますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監理銘柄（審査中）指定の理由

当社は、過去の不適切な会計処理により、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたため、東京証券取引所より当社株式について平成27年2月25日付で特設注意市場銘柄に指定されました。その後、当該指定から1年後の平成28年2月25日に有価証券上場規程に定められた内部管理体制確認書を東京証券取引所へ提出いたしましたが、当社の内部管理体制等につき、なお確認する必要があるため、平成28年4月28日に当社株式について特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受けました。

本年8月25日をもって当該指定から1年6ヶ月が経過することとなり、当社は、平成28年8月25日付で東京証券取引所に内部管理体制確認書を提出する予定です。その確認書に基づき当社の内部管理体制等を東京証券取引所が確認し、内部管理体制等について改善がなされなかったと認められた場合には、当社株式の上場廃止が決定されるため、当社株式について上場廃止となるおそれがあると判断され、監理銘柄（審査中）に指定されます。

#### 2. 監理銘柄指定期間

平成28年8月25日より東京証券取引所が当社株式について上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとなります。

#### 3. 今後の対応

このたびの監理銘柄（審査中）指定により、株主様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、平成28年4月28日の特設注意市場銘柄の指定継続を受け、平成28年5月24日付「内部管理体制の改善策等に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、内部管理体制の改善策等について決議し、着実に実施してまいりました。

上記のとおり当社は、当該改善策等の実施内容について記載した内部管理体制確認書を8月25日に提出する予定であります。なお、提出後速やかに、その旨を開示いたします。

引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

以 上